● 確定申告時期にご相談を承ることができないケースなど

下記に該当する場合には、11 月 30 日（月）までにご相談ください。（完全予約制）

①記帳（入力）、集計ができていない、消費税の記帳（入力）がわからない

当会は自主申告をサポートする立場のため、記帳（入力）、集計などの作業は必ずご自身でお済ませください。

②帳簿残高が合っていない、帳簿残高がマイナスになっている

日々の記帳から残高確認を行いましょう。現金はもちろん普通預金、売掛金、買掛金、未払金（カード等での購入）や、預り金（専従者・従業員を雇用しており源泉税を預かっている場合）は、残高の相違が多く見受けられます。

（会計ソフト「ブルーリターン A」・「ジョブカン」では、「マイナス残高検索」より確認できます。）

③令和 8 年中に新たに 10 万円以上の減価償却資産の取得がある

取得時に、資料から減価償却費の計算と併せて、複雑な仕訳が必要となります。
なお、下取りがあった場合には「譲渡所得の明細書」の作成・提出が必要です。

● 45 分の相談時間内で終了するための準備

☆会計ソフト「ブルーリターン A」・「ジョブカン」をご利用の方☆

・日々の記帳から決算書作成前の点検手順　※手順は、ホームページ・メールでも公開中

①～③は常時、④は月毎に確認したのちに、決算書作成となります。（来所前には自己チェックを！）
その後、⑤年次対比表（前年との相違確認）を行います。

日々　①マイナス残高検索
　　②重複仕訳検索
　　③合計残高試算表（残高の確認）
月毎　④月別総括集計表（漏れの確認）

☆手書き記帳されている方☆

集計をしっかり行い、決算書の下書きをしましょう。青色申告会へパソコン入力を依頼する方は、完成した決算書（下書き）を事前に郵送してください。（予約来所時までに打ち込みをしておきます。）

☆会計ソフト、手書き記帳共通☆

些細なことでも不明なことは早期に相談。確定申告時期でいいや！は禁物です。
忘れ物などにも注意しましょう。

● その他

再予約料金について

・前日の正午以降の日程変更や、相談日当日に時間を超過して新たに予約した場合、また、状況に応じて時間超過にも適用します。なお、悪天候による交通機関の麻痺など、本人の責めに帰する事由がない場合は除きます。

体調管理

・咳や発熱などの症状がある場合は、ご利用をお控えいただきますようお願いいたします。体調が回復後に、改めてご予約ください。

急遽閉所について

・悪天候（雪などによる交通機関麻痺）などのやむを得ない事情により急遽閉所する場合がございますので、あらかじめご了承ください。（その際は、当会ホームページおよびメール登録済の方へお知らせ致します。）

ご不明な点がございましたら事務局までお問合せ下さい。

一般社団法人みどり青色申告会
電話　045-989-5011　FAX　045-989-5022
予約 TEL　045-989-5033
e-mail midori-aoiro@nifty.com

完全予約制！令和８年分 所得税、消費税 確定申告相談会のご案内

昨年分からの変更点

アクセス

①令和８年５月より事務所を**青葉台へ移転**しております。
　※会員専用（無料）の駐車場、駐輪場はございません。
　※事務所は５階です。同フロアには他のテナントもございますので、お間違えのないようご注意ください。**共用部（廊下）での待機はできません。**
②予約は**希望日の 60 日前から受付開始**といたしました。
③予約専用電話番号を 045-989-5033 に変更いたしました。

当会からのお願い

・１回の来所で確定申告を完了させるよう心掛けてください。
・「ご自身の申告」というご認識をもっていただき、記帳・決算書作成準備についてのご相談は、早期（11 月末まで）に行ってください。
・土地・建物の売却や先物取引、ＦＸ、暗号資産、特定口座以外の株式の売却等は相談の範囲外につき、税務署（事前予約制）や税理士にご相談ください。

一般社団法人みどり青色申告会
会長　津本　晃

平素より当会をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

当会では円滑に確定申告を行っていただくため、事前相談を重視しております。12 月以降および確定申告期間中の再予約、申告期限間際のご相談は有料制とさせていただいておりますので、早期相談を心がけてください。

また、相談体制の安定した運営のため、消費税につきましては、対象の方に会費外料金のご負担をお願いしております。

本年は事務所を移転し環境整備に努めておりますが、限られたスペースと人員体制により、余裕ある予約枠の確保と対応が難しい状況のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

● 相談日程表・提出期限

□ 所得税確定申告相談会　提出期限：令和９年３月15日(月)
□ 消費税確定申告相談会　提出期限：令和９年３月31日(水)

所得税、消費税ともに
提出期限(最終日)の受付は午前中まで

(一社)みどり青色申告会
045- 989 -5011
予約 TEL 045- 989 -5033
平日　午前9時～午後5時

令和9年１月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 業務開始	5 年末調整相談会 決算相談会	6 年末調整相談会 決算相談会	7 年末調整相談会 決算相談会	8 年末調整相談会 決算相談会	9 年末調整相談会 決算相談会
10	11	12 年末調整相談会 決算相談会	13 年末調整相談会 決算相談会	14 年末調整相談会 決算相談会	15 年末調整相談会 決算相談会	16
17	18 決算相談会	19 決算相談会	20 決算相談会	21 決算相談会	22 決算相談会	23
24 31	25 所得税 予約相談開始 12/1(火)～	26 12/1(火)～	27 12/1(火)～	28 12/1(火)～	29 12/1(火)～	30

2 月

日	月	火	水	木	金	土
31	1 ジョブカン 予約相談開始 12/3(木)～	2 12/4(金)～	3 12/5(土)～	4 12/6(日)～	5 12/7(月)～	6
7	8 12/10(木)～	9 12/11(金)～	10 12/12(土)～	11	12 12/14(月)～	13 午前のみ 12/15(火)～
14	15 12/17(木)～	16 12/18(金)～	17 12/19(土)～	18 12/20(日)～	19 12/21(月)～	20 午前のみ 12/22(火)～
21 28	22 12/24(木)～	23	24 12/26(土)～	25 12/27(日)～	26 代理送信 受付終了 12/28(月)～	27 午前のみ 12/29(火)～

※2/27 以降は、所得税・消費税ともに代理送信の受付はできません。
e－Tax をご希望の場合には、マイナンバーカードをご用意ください。

3 月

日	月	火	水	木	金	土
28	1 12/31(木)～	2 1/1(金)～	3 1/2(土)～	4 1/3(日)～	5 1/4(月)～	6 午前のみ 1/5(火)～
7	8 1/7(木)～	9 有料１回 2,000 円(3/15 まで) 1/8(金)～	10 1/9(土)～	11 1/10(日)～	12 1/11(月)～	13
14	15 所得税最終 午前のみ 1/14(木)～	16 特別休暇	17 消費税 予約相談開始 1/16(土)～	18 1/17(日)～	19 1/18(月)～	20
21	22	23 1/22(金)～	24 1/23(土)～	25 1/24(日)～	26 1/25(月)～	27 午前のみ 1/26(火)～
28	29 1/28(木)～	30 1/29(金)～	31 消費税最終 午前のみ 1/30(土)～			

● 開始時間（所得税）

①9:00　②9:50　③10:40　④11:30　⑤12:20
⑥13:10　⑦14:00　⑧14:50　⑨15:40

※入室は開始時間の10分前からとなります。
共用部（廊下）での待機はできませんので、時間前のご来所はご遠慮ください。

ご相談時間は、おひとりさま　最大 45 分間となります。

● 予約の受付・変更　※昨年までの「12 月１日一斉受付」ではございません。

受付開始： 令和８年12月１日(火)午前９時～

以降は、希望日の 60 日前の午前9時～

(それぞれの開始日は、上記カレンダー下段の日付をご参照ください。)

⚠ 電話・来所の方：下線つき日付 は、翌営業日(午前９時～)から開始

予約方法：①WEB　右記 QR コードより(前日の正午まで受付)
②電話　045-989-5033
③来所　青葉区青葉台 2-6-1 ケンシュウ第6ビル５階

変更・キャンセル：予約日の2営業日前まで(厳守)。以降はお電話にて

スマホ、タブレットはこちら

→メモ
(予約の際にご記入ください)

予 約 日	時 間
月　日(　)	時　分～

● ご予約に際しての注意事項

有料料金について　(臨時徴収金 1,000 円はございません)

所得税	①【期間中の再予約】	2 回目	2,000 円
		3 回目以降	5,000 円
	②【3 月 9 日～15 日(期限間際)の相談】		※①に加算
		1 回	2,000 円
消費税	【初回のみ】	一般課税	4,000 円
		簡易課税・2割特例	2,000 円
	【期間中の再予約】	2 回目以降	2,000 円

※期間外対応(期限後申告)は 5,000 円となりますので、ご注意ください。

- ☑ ご相談は、所得税・消費税それぞれ 1 回で完了できるようご準備ください。(相談時間の延長はできかねます。)
- ☑ ジョブカンの方の申告対応は 2 月 1 日(月)以降となります。(ソフトのバージョンアップのため)
- ☑ 消費税課税事業者の方は、消費税確定申告相談会も同時にご予約ください。
  期間：3 月 17 日(水)～3 月 31 日(水)　(簡易課税・2割特例　25 分間、一般課税　50 分間)
  インボイス登録をされている方は、消費税確定申告が必要です。簡易課税・2 割特例に対応した記帳等が完成している場合に限り、時間内で所得税と同時の確定申告を承ることがございます。
- ☑ 担当者の指名には応じかねます。
- ☑ スペースの都合上、ご来所は必要最小限の人数でお願いいたします。